

2020年11月11日

Contents

I Lawyer's Eye

【連載】中国民法典の実務的分析 ～第1回 民法典の全体像と総則～

中国弁護士 屠 錦寧
弁護士 横井 傑

II 中国法令アップデート

- ・商務部 科技部公告 2020 年第 38 号「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の調整・公布に関する公告
- ・信頼できないエンティティリスト規定
- ・輸出管理法
- ・中華人民共和国特許法(2020 改正)
- ・最高人民検察院による知的財産権侵害に係る刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干の問題に関する解釈(三)
- ・最高人民法院による特許授權・権利確認行政事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定(一)
- ・法に基づく知的財産権侵害行為に対する処罰力の強化に関する意見
- ・最高人民法院による商業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定
- ・最高人民検察院、公安部による商業秘密侵害刑事事件の立件及び訴追基準の改正に関する決定
- ・商業秘密保護規定(意見募集稿)
- ・中華人民共和国個人情報保護法(草案)
- ・情報安全技術 重要情報インフラの境界確定方法(意見募集稿)
- ・サイバーセキュリティ標準実施ガイドラインーモバイルインターネットアプリ(App)におけるシステム権限申請使用ガイドライン
- ・サイバーセキュリティ標準実施ガイドラインーモバイルインターネットアプリ(App)における個人情報保護に関して散見される問題及び対応ガイドライン
- ・化粧品登録管理弁法(意見募集稿)
- ・化粧品生産経営監督管理弁法(意見募集稿)
- ・最高人民法院による法律適用の統一及び類似案件検索の強化に関する指導意見(試行)
- ・国外薬品販売許可所有者の国内代理人管理暫定規定(試行)(意見募集稿)
- ・食品経営許可管理弁法(意見募集稿)

- ・企業設立サービスの更なる改善に関する通知
- ・中華人民共和国契税法
- ・人民法院の民事訴訟における鑑定委託の審査業務の若干の問題に関する規定
- ・最高人民法院による「民間貸借案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」の改正に関する決定
- ・経常項目外貨業務ガイドライン(2020年版)
- ・外商投資企業クレーム業務弁法
- ・オンライン旅行経営サービス管理暫定規定
- ・国務院による北京市の新たなサービス業の拡大開放総合試験の深化及び国家サービス業の拡大開放総合モデル地区建設の業務案に関する回答
- ・最高人民法院による電子商取引プラットフォームにおける知的財産権に係る民事事件の審理に関する指導意見
- ・最高人民法院によるインターネット知的財産権侵害紛争に係る若干の法律適用問題に関する回答
- ・中国銀行保険監督管理委員会弁公庁による小額貸付会社に対する監督管理の強化に関する通知
- ・越境人民元政策の更なる改善及び対外貿易・外資の安定化の支援に関する通知(意見募集稿)

Ⅲ 中国万感

実録—オーストラリアにおける中国

弁護士 唐沢 晃平

I Lawyer's Eye

中国弁護士 屠 錦寧
 弁護士 横井 傑

【連載】中国民法典の実務的分析 第1回 民法典の全体像と総則

はじめに

2020年5月28日、中華人民共和国民法典(主席令第45号)が成立した。これまでも中国に民法は当然存在していたが、日本とは異なり、民法総則、契約法、権利侵害責任法など分野毎に個別の法令(「民法単位法令」という形で規定されていた。統一的・網羅的な法典という形で制定されるのは、これが初めてのこととなる。

いよいよ民法典の施行(2021年1月1日)が近づいてきたことを受け、Lawyer's Eyeでは、“実務的目線からの民法典の分析”をテーマに据え、今号より全5回程度(予定)のシリーズで分析をお届けする。民法典の構成や条文の内容は既に様々なところで紹介されているため、本シリーズでは、民法典を網羅的に取り上げるのではなく、民法典の規定のうち実際に中国実務に影響を与え得る重要ポイントに絞っての分析を試みることにした。新たなルールや変更点だけでなく、既存の規定であっても改めて整理をしておく価値のある論点は取り上げることとしたい。

| | テーマ(予定) |
|----|--------------|
| 1. | 民法典の全体像・民法総則 |
| 2. | 物権法・保証 |
| 3. | 人格権 |
| 4. | 契約法 |
| 5. | 権利侵害 |

第1 民法典の全体像

民法典は、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害の合計7編1260条で構成されており、中国民法分野の網羅的な基本法になっている。

既述のとおり、民法典は、すべての条文を初めから立法したわけではなく、その多くは既存の民法単位法令(民法総則、契約法、権利侵害法等)及びその司法解釈の条文を取り込んで出来上がっている。

民法典の全1260条のうち、実に7割が既存法令と文言まで同一か、内容が実質的に同一(文言のみ調整)の条文であり、また、残りの3割も既存法令からのマイナーチェンジや、確認的事項の制定が多い。したがって、大きな修正部分は、人格権関連規定の新設、物権法における居住権の創設、いくつかの典型契約の追加等限られた範囲に止まっている。そういう意味では、民法典が新しく施行されるからといって中国法務が劇的に変化したり、ドラスティックな対応が迫られたりするわけではない。

民法典は、2021年1月1日施行の予定であり、施工日と同日に既存の民法単位法令(具体的には、民法総則、民法通則、物権法、担保法、契約法、婚姻法、養子法、相続法、権利侵害責任法)は廃止される。

民法典全体との関係では、以下の2点について検討したい。

(1) 既存の司法解釈等との関係

現行の民法単位法令には、最高人民法院が出した司法解釈など様々な下位法が存在する。一部の司法解釈は民法典に取り込まれるが、その多くは民法典の外にあり、また民法典の施行によって廃止もされない。民法典とこれら下位法令との関係はどうか。

結論を言えば、明文のルールは何ら定まっていないが、民法典と矛盾しない限り、当面既存の司法解釈等を民法典の下位法令として読み替えるのが合理的と思われる。一方、もし既存の司法解釈等と民法典が矛盾する場合は、「新法は旧法を破る」ため、民法典の規定が有効となる。

なお、民法典の司法解釈は、現在立法作業中であり、今後新たな司法解釈が成立すればこのような混乱もなくなるものと思われる。

(2) 旧法と新法の適用関係

民法典は2021年1月1日に施行となるが、例えば、その前後の時期に跨がる法律行為について既存の民法単位法令と新しい民法典のいずれを適用すべきか。

民法典には、遡及適用の規定がないため、原則的には法律行為時に有効な規定を適用することとなる。すなわち、2020年12月31日までの法律行為は民法典の施行後も既存の民法単位法令を適用し、民法典施行後の法律行為には民法典を適用するものと思われる。

一方、1つの法律行為が2021年1月1日の前後に跨がる場合、民法典に特に規定はないため、現状の解釈は不明であると言わざるを得ない。実際に問題が生じるケースは限定的であると思われるが、際どいケースについては、新旧両方の要件を充たしておくなど実務上の工夫が必要となる。

第2 総則

1 総則の概要と改正状況

第一編総則は、基本規定、自然人、法人、非法人組織、民事権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、期間計算の全10章で構成されている。これらの規定は、2017年3月15日に成立した民法総則の規定を踏襲しており、文言の調整を除けば実質的な変更点は特にない。

そもそも民法総則は、民法典編纂事業の一部として将来的に民法典の一部を構成する法令として制定された。したがって、内容的にほぼ同一であるのも当然のことである。

このように総則に関して特筆すべき改正点はないが、本項では、中国企業法務に携わる場合に念頭においておくべき規制をいくつか挙げて確認しておきたい。

2 出資者の有限責任の例外

民法典第83条は、営利法人の出資者が出資者の権利を濫用して営利法人や他の出資者に損害を生じさせた場合の責任や、法人の独立の地位や出資者の有限責任を濫用して法人の債権者に重大な損害を与えたり、債務逃れをしったりする場合の責任を規定している(いわゆる法人格否認の法理)。

会社法にも同趣旨の特別規定があるため(会社法第 20 条、21 条)、これらの条文を中国子会社に直接適用することはないが、有限責任会社であれば持分権者(株主)に何ら法的責任が生じないというわけではなく、例外的に責任が生じ得ることは念頭においておく必要がある。

もっとも、これらの規定が適用されるのは、代表者の会計と法人の会計を混同しているケースなど例外的な場面であり、通常の日系企業が適用対象となるケースは限定的と思われる。

(民法典第 83 条)

1 営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用して法人又はその他の出資者の利益を害してはならない。出資者の権利を濫用して法人又はその他の出資者に損害を与える場合、法により民事責任を負わなければならない。

2 営利法人の出資者は、法人の独立の地位及び出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益を害してはならない。法人の独立の地位及び出資者の有限責任を濫用して債務を回避したり、法人の債権者の利益を著しく害したりする場合、法人の債務について連帯責任を負わなければならない。

3 懲罰的損害賠償

日本法は、実際に生じた損害額を超えるいわゆる懲罰的損害賠償を認めていない。一方、中国法も原則的には懲罰的損害賠償を認めていないが、法律で特に定める場合は懲罰的損害賠償の請求ができる点は特徴的である(民法典第 179 条 2 項)。

現状、消費者権益保護法、食品安全法、商標法等の法令において懲罰的損害賠償が認められている。

(民法典第 179 条 2 項)

法律が懲罰的損害賠償を規定する場合、その規定に基づくものとする。

4 訴訟時効

中国法は、日本法とは異なる時効制度を有している。日本法の時効制度は、時効が成立すると実体法上の権利義務関係が実際に変動するのに対し、中国法の時効制度は、時効が成立しても権利義務関係は変わらないが、訴訟又は仲裁において以後救済を受けられなくなるという制度設計になっている(民法典第 188 条 1 項、198 条)。逆にいえば、訴訟時効がいくら成立しようと、裁判外で任意に義務の履行を受けることはできる。

また、中国法は、日本法とは異なり、取得時効という制度が存在せず、いくら長期間不動産を占有したとしても権利を取得することはない。

時効制度の日中間の違い

| | 日本法 | 中国法 |
|-------|---------------|-----------|
| 時効の性質 | 実体法上の権利・義務が変動 | 訴訟等での救済期間 |
| 時効の種類 | 取得時効・消滅時効 | 消滅時効のみ |

実務上重要なのは、日本法と比較して短い時効期間であろう。中国の訴訟時効期間は 3 年間である(民法典第 188 条 1 項)。これは債権回収等の局面では、足枷になる場合がある。

その場合に重要な論点となるのは起算点である。訴訟時効の起算点は、権利者が、権利侵害及び義務者を知り

又は知り得べき日となる(民法典第 188 条 2 項)。権利侵害の事実だけでなく、義務者が誰であるかを知ったときでなければ起算しないのは特徴的である。

(民法典第 188 条)

- 1 人民法院に対して民事的権利の保護を請求する場合の訴訟時効期間は、3 年とする。法律に別段の定めがある場合は、その定めに従う。
- 2 訴訟時効期間は、権利者がその権利が侵害されたこと及び義務者を知り又は知り得べき日から起算する。法律に別段の定めがある場合は、その定めに従う。(以下省略)

第3 おわりに

以上のとおり、総則編については特段の改正はなく、現状実務に大きな変更はない。もっとも、既述のとおり、現在民法典の司法解釈等の立法作業中であり、引き続き今後の立法動向には注目されたい。

以上

II 中国法令アップデート

| | |
|-----------|---------------|
| 弁護士 若林 耕 | 中国弁護士 屠 錦寧 |
| 弁護士 尾関 麻帆 | 中国弁護士 李 芸 |
| 弁護士 岩井久美子 | 北京オフィス顧問 李 加弟 |
| 弁護士 横井 傑 | 北京オフィス顧問 李 彬 |
| 弁護士 唐沢 晃平 | 上海オフィス顧問 繆 媛媛 |
| 弁護士 藤本 博之 | 上海オフィス顧問 鄧 翌雲 |
| 弁護士 徳山 剛史 | |

最新中国法令の解説

<輸出規制>

商務部 科技部公告 2020 年第 38 号「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の調整・公布に関する公告

[ポイント] 本公告は、既に存在している「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」の調整版である。今回の調整は、53 の技術目録に及んでいる。そのうち、輸出禁止技術4項目の削除、輸出制限技術 5 項目の削除、輸出制限技術 23 項目の追加、21 項目の技術コントロールにおける重要な点と技術パラメーターの修正が含まれている。修正のうち、重要なのは、情報処理技術について、アプリケーションに使われているデータ分析に基づくパーソナライズド情報のプッシュ通知サービス技術が挙げられている。他の業界では、畜産業や医薬品製造等に追加や削除があった。

2020 年8月28日公布、2020 年8月28日施行(商務部、科技部公告 2020 年第 38 号)

[原文] [商务部 科技部公告 2020 年第 38 号 关于调整发布《中国禁止出口限制出口技术目录》的公告](#)

信頼できないエンティティリスト規定

[ポイント] 本規定は、商務省の高峰報道官が 2019 年5月31日に突然定例記者会見で制定する旨を発表し、わずか4か月弱でスピード立法に至った規定である。本規定は、「国家主権、安全、発展利益の維持、公平自由な国際貿易秩序の維持」などを目的とし、外国の企業、その他組織又は個人(「外国エンティティ」)が、中国の主権・安全・利益を損なう行為を行ったり、正常な市場取引原則に反して中国企業との取引を中断したり、中国企業等を不当に差別してその権益を著しく損なったりすることを規制する。規制対象となる外国エンティティは、リスト管理されることとなり、一度リストに入れられると中国にかかる輸出入の制限、中国への投資の制限、関係者等の入国制限、関係者の中国国内における就業・滞在の制限、課徴金の賦課などが実際の状況に応じて適宜組み合わせられて課される。

本規定は、如何なる場合にリストに掲載されるか曖昧な部分も多く、いかなる運用がなされるか未だ不明である。中国では、新法の制定後にエンフォースメントの実例が積み上がることが多いが、本規定については未だに掲載例が無いところをみると、適用についてある程度慎重な態度が見てとれる。

各企業は、本規定が米中貿易摩擦の文脈で制定されたこと、本規定の立法目的などを念頭に置きながら個別にリスク評価をし、併せて今後の運用動向に注視する必要があるものと思われる。

2020 年 9 月 19 日公布、同日施行(商務部令 2020 年第 4 号)

[原文] [不可靠实体清单规定](#)

※ なお、弊事務所では、「信頼できないエンティティリスト規定」の和訳(暫定翻訳)を作成しております。ご入用の場合には、お手数ですが本配信メールアドレスまでご連絡ください。

輸出管理法

[ポイント] 本法は、2017年6月16日の輸出管理法(草案意見募集稿)、2019年12月28日の輸出管理法(草案)、2020年7月3日の輸出管理法(草案二次審議稿)を経て、今般正式に成立した中国の輸出管理に関する初めての基本法である。

従来、中国の輸出管理は、対外貿易法を除けば、核、生物、化学、ミサイル、軍用品など広い範囲について個別の行政法規にて規制されているが、ある種場当たりのであり、全体的な視点から規制をする基本法が欠けていた。これにより、一部からは調査権限が不足しており、エンフォースメントが弱いという指摘をする声などもあった。本法は、これを受けて制定された基本法であり、中国の輸出を一般的に規制する法令であり、重要な意義を有する。

本法を理解する上でまず重要なのは、本法の立法趣旨が、単なる中国国内経済保護や技術保護ではなく、国家安全・国家の利益の維持にある点である。本法は、アメリカの同種の法令を意識したものであると推測され、本法の適用や解釈を考える際にもこの文脈を意識しておく必要がある。

本法の特徴は、幅広い規制対象にある。第1に、規制の対象となる管理品目は、単に物品のみならず技術資料等のデータも含む。第2に、本法の主な規制枠組みは、管理品目についてのリスト規制であるが、当局は暫定的に管理品目リスト外の品目を規制することができ、また輸出者は輸出品が中国の国益を害する等と知り又は知り得べきとき等は、当局に自ら輸出の許可申請をする義務が課されている点にも注目すべきである。第3に、本法の対象は、いわゆる輸出のみならず、中国の組織・個人から外国組織・個人への管理品目の提供(みなし輸出)にも及ぶことは注意が必要である。以上のとおり、安全保障を立法趣旨とするためある種当然ではあるが、本法は、幅広く規制の網がかけられており、随所にキャッチオール条項の規定があるため、会社のリスクを検討する際には、形式的なリストのチェックではなく、実質的な検討が必要になる点に留意が必要となる。

本法は、従来に比べ、エンフォースメントの面においても、当局に検査権、立入権、質問権、差押・押収権など幅広い権限を付与しており、これにより今後は輸出管理規制の違反事件においてエンフォースメントが強化されることが想定される。また、本法には重い処罰規定(違法経営額の5-10倍の課徴金など)も定められている。

以上のとおり、本法は、現状、その曖昧さがゆえに各社においてリスク判断に迷うことも多いものと思われる。しかしながら、一方で、本法が安全保障を目的とした政治的な色合いのある法令であることも強く意識する必要がある。したがって、会社においては過度に萎縮するのではなく、政治的文脈や、輸出品目の中国における注目度など幅広い情報収集をしながら、今後の運用や、公布され得る実施細則等の立法動向に注視すべきと思われる。

2020年10月17日公布、同年12月1日施行(主席令第58号)

[原文] [出口管制法](#)

※ なお、弊事務所では、「輸出管理法」の和訳(暫定翻訳)を作成しております。ご入用の場合には、お手数ですが本配信メールアドレスまでご連絡ください。

<知的財産>

中華人民共和国特許法(2020改正)

[ポイント] 先日、全国人民代表大会常務委員会より可決された特許法(第4次改正)の主な改正点は以下のとおりである。①意匠に関して、部分意匠制度(2条4項)国内優先権(29条2項)が導入され、権利存続期間は現在の10年から15年へと延長された(42条)がある。②不合理に審査遅延が生じた特許、又は中国で販売許可を取得した医薬品に係る特許については、存続期間が補償されるようになった(42条2項、3項)。③特許の実施を促進するために、自己が保有する特許を開放する制度が新設された(50条)。④特許権保護の強化として、懲罰的賠償制度が導入された(71条1項)。また、法定賠償金額の範囲は、現在の1万元~100万元を、3万元~500万元へと引き上げられた(71条2項)。⑤医薬品販売を許認可する当局が後発医薬品の承認において先発医薬品に関する特許を配慮するパテントリンケージ制度が導入された(76条)。本法は2021年6月1日より施行される。

2020年10月17日公布、2021年6月1日施行(主席令第55号)

[原文] 中华人民共和国专利法(2020修正)

最高人民検察院による知的財産権侵害に係る刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干の問題に関する解釈(三)

[ポイント] 本司法解釈は、商標権、著作権、営業秘密の侵害に係る刑事事件について、主に下記の内容を定めたものである。①登録商標偽造罪(刑法213条)に定めている登録商標と同一の商標に関する解釈、著作権侵害罪(刑法217条)にいう著作権者の推定、著作権者の許諾を得ていることの証明責任、及び営業秘密侵害罪(刑法219条)に定めている窃盗又はその他の不正な手段による営業秘密の侵害の認定が明確化された。②営業秘密侵害に係る刑事事件の訴追基準については、営業秘密の権利者にもたらした損害額が50万元以上から、営業秘密の権利者にもたらした損害額又は営業秘密の侵害により得た違法所得額が30万元以上へと引き下げられた。また、損害額や違法所得額の認定方法についても一定の指針を示している。③知的財産権侵害に係る犯罪行為に対する量刑にあたって考慮される要素も挙げられている。

2020年9月12日公布、2020年9月14日施行(法釈[2020]10号)

[原文] 最高人民法院 最高人民检察院关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释(三)

最高人民法院による特許授権・権利確認行政事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定(一)

[ポイント] 本規定は、特許出願拒絶査定及び無効審判の審決を不服として提起する審決取消訴訟の審理について定めたものである。4月に公布された意見募集稿からの主な変化点は以下のとおりである。明細書の実施可能要件の欠如に関する基準がより明確化された。また、出願日以降に提出された医薬品に係る特許の実験データの取扱いが緩和された。設計領域の大きさが類似意匠の判断に与える影響が追記された。

2020年9月10日公布、2020年9月12日施行(法釈[2020]8号)

[原文] 最高人民法院关于审理专利授权确权行政案件适用法律若干问题的规定(一)

法に基づく知的財産権侵害行為に対する処罰力の強化に関する意見

[ポイント] 本意見は、知的財産権の保護を強化する活動の一環として、知的財産権侵害訴訟におけるいくつか重要な点について定めたものである。本意見は、知的財産権の侵害を効果的に抑制することを図るために、差止・証拠保全等の保全措置(仮処分)の適用を強化すること、損害賠償に関する判決に先立って権利侵害の差止めに関する判決の言い渡しを容認すること、損害賠償に関する証明責任の分配を柔軟に行うこと、悪質な侵害行為について懲罰的賠償を認めること等の措置を打ち出している。

2020年9月14日公布、同日施行(法発[2020]33号)

[原文] 关于依法加大知识产权侵权行为惩治力度的意见

最高人民法院による商業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定

[ポイント] 本規定は、反不正当竞争法(不正競争防止法)の商業秘密に関する解釈を定めた規定である。不正競争防止法上の商業秘密には、技術情報と経営情報がいずれも含まれるが、これまで明確な定義付けがされていなかった。本規定は、その範囲を定義した点において大きな意義がある。このほか本規定は、商業秘密の構成要件や、商業秘密の侵害行為などについて詳細な解釈を示している。したがって、商業秘密の侵害を検討するに際して本規定は必ず参照を要する規定といえる。

2020年9月10日公布、同月12日施行(法釈[2020]7号)

[原文] 最高人民法院关于审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定

最高人民検察院、公安部による商業秘密侵害刑事事件の立件及び訴追基準の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、刑法第 219 条に定める商業秘密侵害罪の訴追基準を修正する決定である。従来の基準よりも訴追金額基準が引き下げられ、商業秘密の保護がより強化された。

コンプライアンス事件、企業スパイなど商業秘密を侵害する行為は後を絶たないが、公安への告訴を検討する場合には、本決定による改正は一助となり得る。

2020 年 9 月 17 日公布

[原文] [最高人民检察院 公安部关于修改侵犯商业秘密刑事案件立案追诉标准的决定](#)

商業秘密保護規定(意見募集稿)

[ポイント] 商業秘密の保護に関しては、全 12 条からなる「商業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定(关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定)」が 1998 年に施行されているが、本規定はこれを大幅に改定するものである。現在の意見募集稿における条項数は全 39 条に及んでいる。2019 年に反不正競争法の改正において同法の商業秘密保護に関する部分に大幅な修正が加えられたことを受けたことを受けての改定であり、特に同法第 9 条との関係で、商業秘密の定義や構成要件のほか、禁止される商業秘密侵害行為の方法に関する詳細化がなされている。特に、商業秘密たるためには「公衆の知悉するところでないこと」、「商業的価値を有すること」、「相応の秘密保持措置が取られていること」の 3 つの要件を満たす必要があるとされている点、一定の場合は顧客名簿が商業秘密として保護の対象となることが明確化されている点等が注目される。本規定は、商業秘密保護に関する問題を検討するに当たって参照することが必須の規定となるため、今後の制定動向が注目される。

2020 年 9 月 4 日公布

(意見募集期間:2020 年 9 月 4 日~10 月 18 日)

[原文] [商业秘密保护规定\(征求意见稿\)](#)

<個人情報管理>

中華人民共和国個人情報保護法(草案)

[ポイント] 「個人情報保護法(草案)」が 2020 年 10 月 21 日に公表され、2020 年 11 月 19 日までが意見募集期間とされている。

これまで、日本の個人情報保護法に相当する特別法や制度が確立されていなかったが、個人情報保護については、民法総則の原則的な規定があるほか、「ネット安全法」、消費者保護規制等の規制により、事業者等は個人データ管理の過程において個人情報保護規制への対応等も行っていることは多い。情報経済社会における個人情報(特にインターネット空間での個人情報)の保護の必要性は社会的にも高まっており、今後は同法による統一的な法制度と位置づけられる見込みである(但し、ネット安全法を初めとして、個人情報保護規制を先行して定める法令等は多く存在するため、今後実務では適用等の関係性の整理も必要と思われる。)

大きな建付けとしては、日本の個人情報保護法と似ているところも多い。個人情報の範囲(敏感情報も含む)等の明確化、個人情報の取扱いに関する諸原則、また、本人の権利とそれと対になる個人情報処理者の義務が定められる。ただ、日本法と法令名は同じでも、草案では立法目的等がそれほど明確ではなく、安全保障的な色合いの内容も多く含まれるため、更に注視が必要である。)

草案において特徴的な点としては、中国国外で中国消費者へのサービス等のためにその個人情報を利用等する場合にも同法が適用され得る(第 3 条。「域外適用」)。また、同法第三章に個人情報の国外移転についての規定(規制)が設けられ、中国で収集された個人情報の国外移転に対して厳格な規制がかけられている(第 38 条の要件を満たさない場合は認められないのが原則となっている。)

2020 年 10 月 21 日公表

(意見募集期間:2020 年 10 月 21 日~11 月 19 日)

[原文] [个人信息保护法\(草案\)征求意见稿](#)

情報安全技術 重要情報インフラの境界確定方法(意見募集稿)

[ポイント] 重要情報インフラ(Critical Information Infrastructure。以下「CII」という。)については、2017年6月1日に施行された「サイバーセキュリティ法」がその定義及びその保護義務等の規制を定めており、現在も関連する法令がいくつか策定されている最中である。これらの法令の施行にあたり、CIIの境界を明確にする必要がある。CIIは、ネットワーク設備、情報システム及びデジタル資産(以下「対象要素」という。)を広く含める一方で、CII運営者が運営している対象要素には、主幹事業の継続的かつ安定した運用を確保する上で重要なものもあれば、重要でないものもある。CIIの保護(規制)が重要な対象要素のみを対象とするため、それ以外のものを区別する必要がある。境界画定のプロセスは、①CII規制当局が対象業界及び分野を画定し、②CII運営者を決めた後、CII運営者が③当局の指導の下で、自身の主幹事業を決定し、④主幹事業の継続的かつ安定した運用に不可欠な対象要素(「CII対象要素」)を特定し、⑤当局に届けるのである。CII対象要素の特定には、CII運営者の事業の把握及び専門的・技術的知識ならびに関連分野・業界及びCII運営者の重要性を判断するマクロ的な視点が必要であり、必ずしも容易ではない。本方法は、CII運営者が自身のCII対象要素を適切に画定するように導くことを目的とし、境界確定の基本原則、境界確定プロセス、重要情報の構成要素のまとめ及び重要性の評価等の内容を含めている。

2020年8月10日公布

(意見募集期間:2020年8月10日~10月9日)

[原文] [信息安全技术 关键信息基础设施边界确定方法\(征求意见稿\)](#)

附件 1: [信息安全技术 关键信息基础设施边界确定方法-标准文本](#)

附件 2: [信息安全技术 关键信息基础设施边界确定方法-意见汇总处理表](#)

附件 3: [信息安全技术 关键信息基础设施边界确定方法-编制说明](#)

サイバーセキュリティ標準実施ガイドライン—モバイルインターネットアプリ(App)におけるシステム権限申請使用ガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、スマートフォン、タブレット等のモバイル端末におけるアプリにおいて、当該アプリがシステム(カレンダー、通話記録、カメラ、連絡先、位置情報等の端末上のシステム)にアクセスする権限を申請、使用するにあたっての基本的な原則及び一般的な要求を全国情報安全標準化技術委員会が示したものである。具体的には、①必要最小原則(アプリの運営に必要最低限の権限のみ使用を申請し、関係のない機能については使用申請しないこと)、②ユーザー把握原則(申請した権限は明確かつ合理的な場面で用い、ユーザーに権限申請の目的を知らせること)、③非強制非拘束原則(システム権限の申請を強制しないこと、ユーザーに1回の同意で多くのシステム権限を使用することに同意させないこと)、④リアルタイム申請原則(アプリが必要とする権限はその機能を用いる時にのみ申請を行うこと、すなわちユーザーが当該機能を使用していない場合に、前もって現在使用している機能と無関係の権限を申請しないこと)が権限の申請における基本原則として定められており、その他権限の使用に関する原則が定められている。上記の基本原則の下で、各システムのアクセス権限を使用する具体的な方法(特にAndroidのアプリについて)やアプリの内容の種類ごとに権限申請を行うことが奨励されないシステム等が示されている。中国においてアプリを提供する場合に、提供者、開発者等は本ガイドラインを参照する必要があると考えられる。

2020年9月21日発表

[原文] [网络安全标准实践指南—移动互联网应用程序\(App\)系统权限申请使用指南](#)

附件: [网络安全标准实践指南—移动互联网应用程序\(App\)系统权限申请使用指南](#)

サイバーセキュリティ標準実施ガイドライン—モバイルインターネットアプリ(App)における個人情報保護に関して散見される問題及び対応ガイドライン

[ポイント] 本ガイドラインは、モバイル端末におけるアプリにより端末内に保存された個人情報の収集・使用に関する代表的な 10 点の問題点とそれについての対応方法を全国情報安全標準化技術委員会が示したものである。具体的には、①個人情報収集の目的、類型、方式を説明しないこと、②プライバシーポリシーがユーザーの明示的同意を得ていないこと、③過度に個人情報を収集していること、④強制又は抱き合わせでアクセス権限を授権させること、⑤ユーザーの同意を得ずに個人情報を収集すること、⑥個人のセンシティブな情報(個人敏感情報)の収集・使用時に目的を知らせていないこと、⑦実際の個人情報の使用・収集がプライバシーポリシーと一致していないこと、⑧同意を経ずに第三者に個人情報を提供すること、⑨削除、修正又はクレームを行う機能や窓口を設けていないこと、⑩有効なアカウント取消の方法を提供していないことの 10 点の問題点について、それぞれの具体的な場面及び対処方法の例を挙げている。中国においてアプリを提供する場合には、提供者、開発者等は本ガイドラインを参照することが有用であると考えられる。

2020 年 9 月 21 日発表

[原文] [网络安全标准实践指南—移动互联网应用程序（App）个人信息保护常见问题及处置指南](#)

附件：[关于发布「网络安全标准实践指南—移动互联网应用程序（App）系统权限申请使用指南」的通知—信安秘字〔2020〕59号](#)

①化粧品登録管理弁法(意見募集稿)

②化粧品生産経営監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿①は 2021 年 1 月 1 日付けで施行される化粧品監督管理条例の公表を受け発表されたものである。化粧品と化粧品原料、それぞれのリスクに応じて、「特殊化粧品」と「普通化粧品」に分類し、「特殊化粧品」は登録手続き、「普通化粧品」は届出手続きを具体的に定めている。化粧品登録管理条例は、自己の名義で製品を市場に流通される企業の責任を明確したが、本意見募集稿①では、特に海外事業者においては、中国国内に責任者の設置が求められ、当該国内責任者は、化粧品新原料の登録、届出の代行、新原料の安全性のモニタリング及び報告義務 監督管理部門の監督検査への協力義務を登録・届出者に代わって負うことが定められた。なお、本意見募集稿においては届出手続き・登録手続きにおける審査機関なども明確に定められており、より透明性の増した制度になることを期待させる内容である。

本意見募集稿②は、化粧品の製造者に対し、製造過程における監督義務の内容、製造委託が行われている場合のそれぞれの当事者が必要な許認可及びそれぞれの責任の範囲、また、監督管理機構による検査等安全管理における当局の管理体制も明らかにしている。また本意見募集稿②においても、海外事業者については、中国国内の責任者の設置が求めており、彼らの具体的な責任と義務について明確にしている。なお、本意見募集稿②は、ネット上の販売経営者やネットプラットフォーム上の化粧品の販売経営者に関する規制やネット上の公告に関しても言及されている一方で、越境 EC 販売に対する規制などは欠如している。

なお、2020 年 9 月 28 日、新たに「化粧品不良反応モニタリング管理弁法(意見募集稿)」、「化粧品ラベル管理弁法(意見募集稿)」、「化粧品生産品質管理規範(意見募集稿)」及び「化粧品抜き取り検査管理規範(意見募集稿)」と立て続けに関連する意見募集稿を発表しており、これら一連の法令の動向に注視したい。

① (意見募集期間:2020 年 7 月 21 日～8 月 20 日)

② (意見募集期間:2020 年 7 月 21 日～8 月 20 日)

[原文]

① [化妆品注册管理办法\(征求意见稿\)](#)

② [化妆品生产经营监督管理办法\(征求意见稿\)](#)

最高人民法院による法律適用の統一及び類似案件検索の強化に関する指導意見(試行)

[ポイント] 本指導意見は、人民法院における過去の類似案件(類案)について、後の訴訟において統一的な取り扱いがなされるような仕組み作りの一環として発出されたものである。中国においては既に指導性事例制度が導入されており、以前より各級人民法院は類似事例を審査する際には指導性事例を参照しなければならないとされているが、本指導意見はより具体的に、人民法院において類似案件の調査を行うべき具体的な場面(専門裁判官会議・裁判長会議又は審判委員会にて審議される事件の場合、明確な裁定規則が存在しない場合又は統一的な裁定規則が形成されていない場合、裁判所長又は裁判長が審判監督管理権限に基づき類似案件調査を行うよう求めた場合等)を挙げ、その調査対象たる前例の範囲や調査手法、調査結果の運用に関するルール等を示している。なお、本指導意見においては、裁判例を①指導性事例、②最高人民法院が典型事例として発表した裁判例・最高人民法院の判例、③省級高等法院の参考性事例及び裁判例、④当該裁判所及びその一つ上級の裁判所の裁判例、の4種類に分け、類似案件の調査においては①から順に類似案件の存否を確認していくこととされているところ、類似案件と認定された裁判例が①の指導性事例であった場合は、従来からの原則通り、裁判所においてこれを参照したうえで裁判を下さなければならないとしている一方で、②～④であった場合は、裁判所において裁判の参考とすることができるとされているにすぎないことに留意を要する。

2020年7月27日公布、2020年7月31日施行

[原文] [最高人民法院关于统一法律适用加强类案检索的指导意见\(试行\)](#)

国外薬品販売許可所有者の国内代理人管理暫定規定(試行)(意見募集稿)

[ポイント] 本稿は、薬品販売許可を保有する海外の者をより厳格に監督する措置の一環として、その中国国内の代理人の関連行為を規制する規定の意見募集稿である。

中国に輸入される海外の医薬品の増加に伴い、薬品販売許可の海外所有者も急増している。海外所有者自身は中国に所在していないため、直接的かつ有効に監督管理を実施するのは簡単ではない。かかる監督管理を確実に実現する手段として、その国内代理人に対し、明確かつ全面的な管理規定が必要となっている。

本稿では、許可の国外所有者は中国国内で唯一の代理人を指定し、かかる代理人は対象許可薬品の生産、経営、使用等の全過程における安全性、有効性、品質管理に対し、国外所有者と連帯責任を負うものと規定されている。国内代理人は、具体的には、薬品品質保証体制、薬品年度報告制度、薬品変更管理制度を構築し、薬品のリコール、品質クレーム、品質問題に関する賠償等に対応する等が求められる。

意見募集期間:2020年7月31日～8月21日

[原文] [境外药品上市许可持有人境内代理人管理暂行规定\(试行\)\(征求意见稿\)](#)

食品経営許可管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本稿は食品経営許可管理弁法の二回目の改正の意見募集稿である。食品経営許可管理弁法は2015年に施行され、2017年に一回目の改正が行われた。

中国政府は企業に対する監督管理方式の改革を進めており、食品業界においてインターネット上での経営といった新業態が生じていること等が今回の改正の背景である。

今回の改正は、食品経営許可の申請書類の簡易化及び審査期間の短縮、食品経営許可の審査過程の電子化、告知承諾制度(申請書類に対して審査しない)の実施、許可不要の場合の明確化、食品経営項目の調整、虚偽申請資料を提出した場合や許可された経営項目を超えた場合などにおける処罰の更なる厳格化等の内容を含む。

意見募集期間:2020年8月6日～9月6日

[原文] [食品经营许可证管理办法\(征求意见稿\)](#)

企業設立サービスの更なる改善に関する通知

[ポイント] 本通知は、近年進んでいる会社設立手続きの簡易化の流れを汲む立法である。通知によれば、(a) 2020 年年末までに現在一部の地域で既にサービスを開始している会社設立のワンストップ・オンラインプラットフォーム(一网通办平台)を全国に広げること、(b) 会社設立の所要期間を 2020 年年末までに全国で 4 営業日以内まで短縮すること(場所によっては更なる短縮を目指すこと)、また場所によっては新設企業に対して税務 Ukey を無償で提供すること、(c) 電子営業許可証、電子発票、電子印章の普及を推進すること等を規定している。迅速かつ簡易な会社設立により機動的な投資が可能となることが期待されるが、会社設立手続きは実務の変動が激しく、各地域によって運用が異なることも多いため、実際に設立するには事前の綿密な調査が必要となる旨留意されたい。

2020 年 8 月 4 日公布、同日施行(国市監注[2020]129 号)

[原文] [关于进一步优化企业开办服务的通知](#)

中華人民共和国契税法

[ポイント] 中国国内で土地や家屋の権利を移転した場合、譲受側の単位及び個人は、価格の 3~5%の額を「契税」として納税しなければならない。契税は従前より契税暫定施行条例により定められていたが、本法により法律として制定された。本法での土地や家屋の権利の譲渡移転とは、土地所有権の販売、土地所有権の譲渡(販売、贈与、交換を含む)、家屋の売買、贈与、交換をいう(2 条 1 項)。土地所有権の譲渡には土地経営権の移転も含まれること、土地所有権や家屋を現物出資、債務償還等の方式により移転することも契税の対象になることが明確にされた(2 条 2 項)。税率は従前の条例と同じく 3~5%とされ、省・自治区・直轄市の人民政府が当該範囲内で定めるが、主体・地区・住居類型等により異なる税率を課することができる(3 条)。また、学校・医療機関等の非営利事業の場合、夫婦間での移転等、契税が免除される具体例が従前より詳細に規定された(6 条)。本法施行と同時に、従前の契税暫定施行条例は廃止される(16 条)。

2020 年 8 月 12 日公布、2021 年 9 月 1 日施行(主席令第 52 号)

[原文] [中华人民共和国契税法](#)

人民法院の民事訴訟における鑑定委託の審査業務の若干の問題に関する規定

[ポイント] 民事訴訟の当事者は、事実を証明するための専門的問題について、鑑定を申し立てることができる(民事訴訟法 76 条)。本規定では、常識・経験法則から推定可能な事実や法律適用に関する問題等、鑑定の申立てが認められない事項(一、1)、鑑定材料の審査(二)、鑑定機関・鑑定人・鑑定意見書に対する審査(三、四、五)が定められている。また、鑑定期限(一般的な案件で 30 営業日、重大・複雑案件で 60 営業日以内)が規定されていることも注目される(六、13)。

2020 年 7 月 31 日公布、2020 年 9 月 1 日施行(法[2020]202 号)

[原文] [关于人民法院民事诉讼中委托鉴定审查工作若干问题的规定](#)

最高人民法院による「民間貸借案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、2015 年に民間貸借の効力や利率制限等について出された司法解釈である「民間貸借案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を、現在の状況及び実務を踏まえて改正したものである。大きな改正は、主に以下の 2 点である。

第 1 に、民間貸借契約が無効となる場面につき改正を加えた。「法に従い貸付資格を取得していない貸主が営利を目的として不特定の者に貸付金を提供した場合」が、民間貸借契約が無効となる場合として新たに追加された。また、既存の「金融機関から貸付資金を詐取し高利息で借り手に又貸しし、且つ借り手が事前に知っていたまたは知るべきであった場合」は、「金融機関から詐取した貸付金を又貸した場合」と要件が簡略化され、無効となる場面が拡張された。

第 2 に、民間貸借の利率の上限を改正した。2015 年の規定は、年利 24%までは有効、年利 24%超 36%以下は有効だが司法による保護は受けられない(自然債務)、年利 36%超は無効と定めていたが、今回の改正により、同比率を下げ、貸付時の 1 年物ローンプライムレート(LPR)の 4 倍(2020 年 10 月現在の LPR を基礎に計算すると年利 15.4%)を上限とし、利息、遅延利息、違約金その他の費用の名目で徴収する金額の合計額がかかる比率を超えた場合、かかる超過部分について裁判所は請求を認めないものと改められた。特にこの②の点は実務上も影響が大きいため注意を要する。なお、改正後司法解釈によると過払金が生じている場合の返還請求の可否等については、本司法解釈からは明らかではない。

2020 年 8 月 19 日公布、2020 年 8 月 20 日施行(法釈[2020]6 号)

[原文] [最高人民法院关于修改《关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定》的决定](#)

経常項目外貨業務ガイドライン(2020 年版)

[ポイント] 本ガイドラインにおいては、経常項目(製品やサービスの貿易取引等)における外貨業務についての関連規定を集約した指針である。本ガイドラインによって、既存の 29 の規定が廃止されており、既存の規定が本ガイドラインと矛盾する場合には、本ガイドラインが適用されることとされている。具体的には、貨物貿易の外貨業務については、「貿易外貨収支企業リスト」に登録されている企業のみについて取り扱うことができることとした(ただし、貨物貿易に係る外貨収支の年度累計金額が 20 万米ドル相当未満の零細クロスボーダー電子商取引企業については、リスト登録は免除可能)、外貨管理局が A 類企業に分類した企業の貨物貿易外貨収支については簡便な方式が採用されている。また、サービス貿易外貨業務については、1 件 5 万米ドル以下の取引の場合は銀行は原則として取引のエビデンス審査を行う必要はなく、資金の性質が明確でない場合は取引エビデンスを提出させて審査を行う必要がある。他方で、1 件 5 万米ドルを超える取引の場合は取引エビデンスに記載された取引の当事者、金額、性質等が申請された外貨収支と一致していることを確認する必要がある。その他、外貨現金業務、保健機関経常項目外貨業務、支払機関外貨業務、その他経常項目外貨業務等の取扱いについて規定が設けられている。

2020 年 8 月 31 日公布、2020 年 8 月 31 日施行(匯発[2020]14 号)

[原文] [经常项目外汇业务指引\(2020 年版\)](#)

附件 1: [经常项目外匯業務指引\(2020 年版\)](#)

附件 2: [廃止規定目録](#)

外商投資企業クレーム業務弁法

[ポイント] 従前から外商投資企業による苦情申し立てとして、商務部外商投資企業苦情申立業務暫定規則が存在したが、本年 1 月 1 日に施行された外商投資法第 26 条及び外商投資法实施条例 29 条において、外国投資企業の正当な権利と利益の保護のための外商投資企業による苦情通報メカニズムの構築に関する規定が存在するところ、本弁法はそれらを具体化し、従前の制度に置き換わるものである。具体的には、①外商投資企業、外国投資家が行政機関及びその職員の行政行為が合法的な権益を侵害すると認識した場合に、苦情処理機関に対し解決を申し立てることに加え、新たに②商会や教会が、苦情処理機関に対し、投資環境に関する問題に関しての背策を整備する提案を提出する制度が追加されている。なお、本弁法に基づく苦情申し立ては行政訴訟手続きとは全く異なる手続きであり、行政不服審査又は行政訴訟を提起する権利には原則として影響がない一方で既に行政訴訟手続きの段階に入っている苦情については、受理されないとされている。

2020 年 8 月 25 日公布、2020 年 10 月 1 日施行(商務部令 2020 年第 3 号)

[原文] [外商投资企业投诉工作办法](#)

オンライン旅行経営サービス管理暫定規定

[ポイント] 近年、中国においては「大数据殺熟」(ビッグデータ殺熟)という言葉が流行している(2018 年の流行

語)。これは、電子商取引やオンラインサービスにおいて収益を最大化するために、ビッグデータを利用し、顧客の購入履歴等に照らし、その顧客に対してその時点での最適価格を提示するという仕組みを利用した結果として、新規顧客の優待幅が大きく、熟客(古くからの顧客や有料会員等)の優待率の方が低くなるという現象を指すものである。顧客によって価格が異なることによる不公平感から、中国内ではかかる方法でのビッグデータ分析の利用について消費者側からの批判の声が高まっている。この点、本規定第 15 条は、オンライン旅行業者は「ビッグデータ分析等の技術手段を濫用し、旅客の消費記録や旅行歴等に基づいて不公平な取引条件を設定してはならない」と定めており、これが「ビッグデータ殺熟」行為を明示的に禁止した画期的な条項であるとして、社会の注目を集めている。なお、2019 年 1 月 1 日より施行されている電子商取引全般に関する電子商務法の第 18 条にも類似する条項があり(ただし、ビッグデータ分析の濫用禁止に関する文言は含まれていない)、同法が施行された際にも同条によりビッグデータ殺熟行為が今後禁止されるのではないかとの議論があったが、実際には同法によって取り締まられるには至っていない。今後の本規定に基づく取り締まり状況や、他の電子商取引やオンラインビジネスとの関係でのビッグデータ分析による価格設定行為の取り締まり動向が注目される。

2020 年 8 月 31 日公布、2020 年 10 月 1 日施行(文化和旅游部令第 4 号)

[原文] [在线旅游经营服务管理暂行规定](#)

国務院による北京市の新たなサービス業の拡大開放総合試験の深化及び国家サービス業の拡大開放総合モデル地区建設の業務案に関する回答

[ポイント] 国務院は、本回答により、北京市がサービスとデジタル経済の促進に向けた試験的な国際自由貿易区を設置することを認めた。本回答においては、国外の通信キャリア企業がマイノリティ出資する JV を通じて、北京の外資系企業に対し VPN サービスを提供することが可能となる他海外利用者に適した ICP 届出制の確立の模索、情報サービス業務(APP 店限定)における外資出資規制の撤廃等デジタル面での促進や、外資による文化・芸術公演団体へのマイノリティ出資、資本項目外貨収入元転・支払便利化措置を北京全域に試行導入することなどが示された。

2020 年 9 月 7 日発表(国函[2020]123 号)

[原文] [国务院关于深化北京市新一轮服务业扩大开放综合试点建设国家服务业扩大开放综合示范区工作方案的批复](#)

最高人民法院による電子商取引プラットフォームにおける知的財産権に係る民事事件の審理に関する指導意見

[ポイント] 本意見は、電子商取引(EC)プラットフォームで販売された商品が他者の知的財産権を冒用するといった、EC プラットフォームの利用に伴い発生する知的財産権に係る紛争の対応方法について指導意見を述べるものである。具体的には、電子商務法の規定に基づく EC プラットフォーム経営者に該当するかどうかを判断したうえで、当該 EC プラットフォーム経営者が知的財産権侵害行為を知り又は知るべき状況であった場合には、その行為の性質等に応じて削除等の必要な措置を講じるべきとした。EC プラットフォーム経営者がそのような措置を講じない場合において緊急事情が存在するとき、権利者は、民事訴訟法に基づき保全措置を申請することができるし、申請が法律の規定に適合する場合には、これを認めなければならないとした。また、当該 EC プラットフォーム経営者が知的財産権侵害行為を知るべき状況に当たるものとして、知的財産権保護規定を設けず、出店者を審査しなかったこと等も規定した。

2020 年 9 月 13 日公布(法発[2020]32 号)

[原文] [最高法关于审理涉电子商务平台知识产权民事案件的指导意见](#)

最高人民法院によるインターネット知的財産権侵害紛争に係る若干の法律適用問題に関する回答

[ポイント] インターネット上の模倣品・海賊版等の被害増加に伴い、意見募集を経て交付された、インターネット

上での知的財産権侵害に対する処理を定める司法解釈である。意見募集稿と同様、インターネットサービス提供者、E コマースプラットフォーム経営者が権利者から通知を受けた後遅滞なく削除・接続の切断等の措置を採らなかった場合の拡大損害に対する連帯責任(2 条)、権利侵害の通知が客観的事実と合致しない場合であっても、権利者側が善意であったことを証明した場合には通知による民事責任を負わないこと(5 条)等、ネット上の権利侵害責任の追及を容易にする規定が盛り込まれている。また、インターネットサービス提供者、E コマースプラットフォーム経営者の削除・接続の切断等の措置まで 20 営業日を超えてはならないとの具体的期限が定められたことも注目される(3 条)。一方、意見募集稿に規定されていた、権利侵害の通知を転送された被疑侵害者側は権利侵害不存在通知を発出でき、当該通知後も権利者側が提訴しない場合には被疑侵害物品の削除措置等を解除できるとの規定(意見募集稿 4 条)は制定が見送られた。

2020 年 9 月 12 日公布、2020 年 9 月 14 日施行(法釈[2020]9 号)

[原文] [最高人民法院关于涉网络知识产权侵权纠纷几个法律适用问题的批复](#)

中国銀行保険監督管理委員会弁公庁による小額貸付会社に対する監督管理の強化に関する通知

[ポイント] 小額貸付業に対する監督管理の基本的事項を定めたものとしては、2008 年に出された「小額貸付会社試点の指導意見(关于小额贷款公司试点的指导意见)」が存在しているが、近時のインターネットを通じた小額貸付業の普及とそのリスクの蔓延等を背景に、小額貸付業界全体に対する規制は強化傾向にある。本通知もかかる流れを受けて、2008 年の指導意見よりもさらに監督管理を強化するために発出されたものである。主な内容としては、小額貸付業者の資金調達に関して、他の金融機関や株主借入等の方法で借り入れた資金の残高は純資産の 1 倍を上回ってはならず、また、社債や ABS の発行によって調達した資金の残高は純資産の 4 倍を上回ってはならないとされている点等が注目される。

なお、小額貸付は民間貸借に該当すると解されるところ、本通知に先行して、民間貸借に関する司法解釈の改訂がなされている点に留意されたい(上記「[最高人民法院による『民間貸借案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』の改正に関する決定](#)」に関する解説参照)。

2020 年 9 月 16 日公布(银保監弁發[2020]86 号)

[原文] [中国银保监会办公厅关于加强小额贷款公司监督管理的通知](#)

越境人民元政策の更なる改善及び対外貿易・外資の安定化の支援に関する通知(意見募集稿)

[ポイント] 人民銀行、国家發展改革委員会、商務部、國務院国有資産監督管理委員会、中国銀行保險監督管理委員会、国家外貨管理局が共同して公布した本通知(意見募集稿)は、人民元投資決済の更なる便利化、越境人民元の決済手続の簡素化、越境投資管理の優先度の引き上げ、個人による人民元を用いた越境支払いの便利化、海外機関の人民元による銀行決済口座使用の便利化という 5 つの方面に向けられたものである。一定の条件の下で越境人民元決済業務に主管部門の許可を不要とし、電子審査の導入や、外商投資企業の資本金による国内再投資の制限等を廃止すること等を内容としている。

2020 年 9 月 18 日公布

[原文] [关于进一步优化跨境人民币政策 支持稳外贸稳外资的通知\(征求意见稿\)](#)

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



中国万感



実録—オーストラリアにおける中国

弁護士 唐沢 晃平



ビクトリア州立図書館の閲覧ホールには中国将棋(象棋)が(2019年1月、筆者撮影)

豪州にとって中国は最重要貿易相手国である。2017/18年の豪州外務貿易省の統計によると、豪州の貿易総額のうち中国を相手方とする輸出入取引額の割合は全体の24.4%を占めている(2番手は日本で9.7%、3番手は米国で8.8%という順位。)。これは豪州経済が中国に大きく依存していることを意味する。筆者は2018年7月から2019年7月にかけて豪州メルボルン大学で法学修士課程(LL.M)を履修したが、留学先として豪州を選択したのは、豪州にとって中国と日本が共に最重要国であり、中国・日本を含むアジア法に関する研究や交流が欧米の大学に比べて盛んだったことが理由の一つであった。

豪州経済の中国依存が進むに連れ、豪州における中国人の存在感も大きくなっている。2020年現在、豪州の人口は2,500万人強であるところ、そのうち「中国生まれ」の豪州人は65万人以上、中国系豪州人(二世、三世を含む)という数え方をすると130万人以上になるといふ。さらに近年は毎年20万人近くの中国人が留学生として渡豪しているほか、2019年には1年間で140万人超の中国人観光客が豪州を訪れている(なお、2020年現在、この状況が一変してしまっているのは後述の通りである。)

とりわけ、豪州第2の都市メルボルンは人気が非常に高く、中国からの人と資本の流入が特に集中しているように思われた。メルボルン大学、モナシュ大学、RMIT等の大学の近辺が中国人留学生で溢れ返っているのはもちろん、メルボルンの街のどこを歩いても様々なイントネーションの英語に交じって必ず中国語が聞こえてくる。筆者も約1年間の滞在中に3度も中国語で道を尋ねられた(見た目が中国人風なのだろうか?)。メルボルン市内の中国料理店も充実しており、円卓を囲める大型店や街の定食屋的な小型店はもちろん、火鍋(新鮮なオーージーラムは絶品)、上海小吃(小腹がすいたら小籠包、生煎包、葱油麵等を気軽に食べられる)、蘭州牛肉麵(本場さながらの味に加えて牛肉の量はオーージー基準でたっぷり)、香港点心(日本でも大人気の添好運(Tim Ho Wan)はメルボルンにも進出している)、テイクアウト台湾茶(貢茶・Coco 都可等の人気店がひしめいている)等々、いずれもハイレベルなものが一通りそろっている。中国人が多く居住しているエリアに行けば、中華食材や中華雑貨を売る店が立ち並んでおり、中国語でも買い物ができる。当然、近時の日本と同様、至る所で微信支付(WeChat Pay)や支付宝(Alipay)も利用可能だ。2018年にはUberに加えて滴滴出行(DiDi。微信(WeChat)や支付宝(Alipay)と並んで現在の中国生活においては必須のAPP。)で車を呼ぶこともできるようになった。つまり、メルボルンならば、たいして英語を話すこともなく、まるで中国に住んでいるかのように生活することが可能なのだ。豪州第1の都市シドニーでも似たような状況であろう。

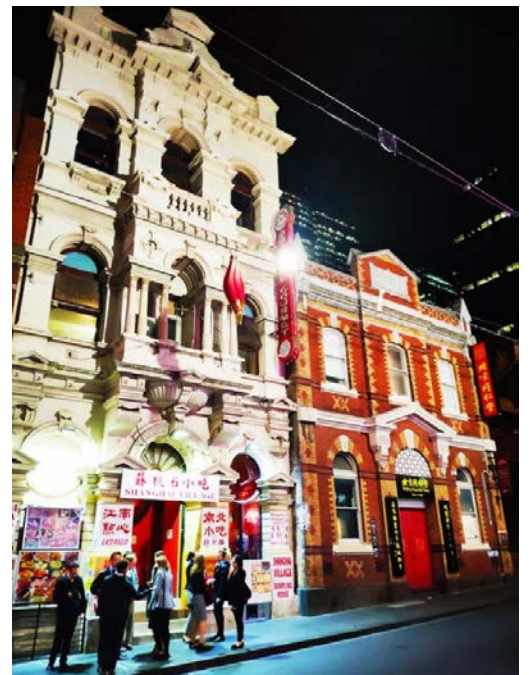
一方、豪州の住民からは、過度の中国依存に対する不満の声も多く聞かれた。特に多く聞かれたのはチャイナマネーの流入により生じた不動産価格の高騰に対する不満だ。メルボルンはエコノミスト誌の調査部門が毎年公表している「世界で最も住みやすい都市」ランキングで2011年から2017年まで連続7年1位を獲得しているのだが、その割には家賃が高く、筆者も住居探しには随分苦労した。ようやく見つけた借家の大家(ユダヤ系の実業家)も、現在の豪州ではあらゆるものの相場を中国人が決めていると言い訳(?)していた。

メルボルンが所在する豪州ビクトリア州には、1850年代のゴールドラッシュ時に中国から移民してきた中華系豪州人も多いのだが、こうした古参の中華系からは、中国からの投資が過熱するに連れて中華系に対する風当たりが強くなって困るという困惑の声も聞かれた。

このような背景もあって、上記のような中国人からの豪州人気とは裏腹に、近年の中豪関係は相当に悪化している。豪州の政治も、2017年頃に当時のターンブル首相が対中強硬的な態度に傾いた頃から、親米・反中の保守連合と、やや親中の労働党という対立構造が明確になってきている。豪州の保守連合は、2018年8月には「5G」からの華為技術(ファーウェイ)の排除に関する米国の動きに豪州も同調することを決め、中豪関係のさらなる悪化を招いた。なお、2019年の総選挙では、保守連合と労働党とのかなり拮抗した争いの末、保守連合が再勝利し、対中強硬的な態度が維持されている。

そのような状況の中、このコロナ禍は中豪関係の悪化を深刻なものとしている。特に、2020年4月に豪州が新型コロナウイルスの発生源について独立調査を進めるべきとの意見を表明したことは中国政府による猛烈な反発を招いた。中国は既に豪州産牛肉の輸入停止、豪州産大麦への追加関税、自国民に対する渡豪自粛要請(そもそも豪州が新型コロナウイルスの流入防止のために海外からの渡航者に対して国境を閉鎖しているというタイミングで、豪州では中国人に対する不当な差別や暴力行為が著しく増加しているとして渡豪を自粛するよう求めた)、豪州産ワインに関する反ダンピング調査、豪州産石炭の輸入停止等、様々な措置を次々と講じている。

一方の豪州も、中国からの投資について一段と厳しい態度を取っている。豪州は2020年3月30日に「新型コロナウイルスの影響を受ける期間中の一時的な措置」として全ての外国投資案件について豪政府の外国投資審査委員会(FIRB)による認可を義務付ける暫定措置を発表したほか、国家安全保障にかかわる事業への投資について規制を強化する方針で外資買収法の改正作業を進めている。この背景には、コロナ禍による企業価値の一時的な下落を狙ったチャイナマネーによる豪州企業の買い漁りに対する懸念があるのは明白である。



「墨爾本唐人街」(メルボルン中国人街)の一角。欧風の建物の看板には「北京同仁堂」(右)、「蘇杭名小吃」(左)とある。(2018年7月、筆者撮影)



真冬のメルボルンで食べる麻辣湯は身に染み
入る旨さだった(2018年7月、筆者撮影)

これらの中豪関係のこじれは日本にとっても他人事ではない。特に甚大な影響を受けたのは飲料大手の麒麟 HD だ。同社は 2019 年 11 月に豪州のライオン飲料を中国の乳製品の大手メーカーである蒙牛乳業に約 460 億円で売却する契約を締結しており、2020 年 2 月には豪州の競争法当局からクリアランスを取得していたにもかかわらず、2020 年 8 月 25 日には売却の中止を発表した。蒙牛乳業によるライオン飲料の買収が豪州の「国益に反する」と判断され、FIRB からの承認を得られない見込みが確実になったというのがその理由であった。

直近では、2020 年 10 月 6 日に日米豪印の外相会談が東京で開かれたほか、2020 年 10 月 23 日には米、英、豪、新(ニュージーランド)、加(カナダ)の 5 か国からなる機密情報共有の枠組み「ファイブアイズ」に日本も加わり「シックスアイズ」として協力を強化していきたいという趣旨の河野太郎規制改革担当相の発言もあった。米中対立を軸とする世界の大きなうねりの中で、豪州は今後どのように立ち振る舞っていくのだろうか。中豪関係、日豪関係はどのようなものとなっていくのだろうか。

先行きの見通しは不明瞭である。ただ、約 1 年間の滞在でメルボルンに完全に魅了されてしまった筆者が自信を持って言えるのは、自分は世界情勢がどうなろうとまたこの地を訪れたいと思いつけるだろうということ、そして、豪州(特にメルボルン)を訪れた中国人の多くもきっと自分と同じ思慕を寄せ続けるだろうということである。

以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。